

浜松市こどもの権利に関する条例の骨子案

(仮称)浜松市こどもの権利条例 案 (R9. 4. 1 施行予定)	浜松市子ども育成条例 (H22. 4. 1 施行)
前文	前文
第1章 総則 第1条 目的 第2条 用語の定義 第3条 基本理念	第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念
第2章 こどもの権利の保障 第4条 安心して生きる権利 第5条 <u>心豊かに健やかに</u> 育つ権利 第6条 <u>自分を守り、守られる</u> 権利 第7条 <u>社会に参画する</u> 権利 第8条 その他の権利	—
第3章 こどもの権利を保障するための責務 及び役割 第9条 市の責務 第10条 保護者の責務 第11条 おとなの役割 第12条 <u>学校等関係者の</u> 役割 第13条 市民等の役割 第14条 事業者の役割	第4条 市の役割 第5条 保護者の役割 — 第6・8条 学校、子ども育成団体等の役割 第9条 市民の役割 第7条 事業主の役割
第4章 こどもの権利の侵害に関する相談及び 救済 第15条 <u>相談の申出及び救済の申立て</u> 第16条 <u>委員会の設置</u> 第17条 <u>委員会の職務</u> 第18条 救済委員 第19条 <u>委員長</u> 第20条 調査、協力等	—
第5章 条例の推進 第21条 計画の策定等 第22条 こどもの意見表明と反映 第23条 庁内体制	第11条 計画の策定等 — 第13条 庁内体制
第6章 こどもの権利の周知啓発 第24条 周知啓発 第25条 こどもの権利月間	第12条 広報及び啓発 第10条 はままつ子どもふれあい週間
第7章 雑則 第26条 委任 附則	第14条 委任 附則